

議題 5

議案第 18 号

令和 5 年 3 月 28 日提出

広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、市長へ補助執行させている一部の事務について、次のとおり改めることを市長へ協議するものである。

1 現行改正比較表

	実施期日	(現行)	(改正)
(1)	H8. 10. 1	広島市個人情報保護条例 に基づく開示請求、訂正請求 及び苦情申出の受付 に関すること。	個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求、訂正請求、利用停止請求及び苦情 の受付、保有個人情報の開示、行政機関等匿名加工情報の提案の募集並びに個人情報ファイル簿の公表に関すること。
(2)	H18. 4. 1	社会教育に関する施設（青少年センター（青少年会館を除く。）、国際青年会館、似島臨海少年自然の家及び三滝少年自然の家を除く。）に関する事務	社会教育に関する施設（青少年センター（青少年会館を除く。）、国際青年会館 及び三滝少年自然の家を除く。）に関する事務

2 改正の理由

(1) 1 の(1)の事務について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法が教育委員会に直接適用されるとともに、広島市個人情報保護条例が廃止されるため、同条例を引用する部分について規定の整備を行う等所要の改正をしようとするものである

(2) 1 の(2)の事務について

広島市似島臨海少年自然の家の廃止に伴い、似島臨海少年自然の家に係る部分を削ろうとするものである。

3 実施期日

令和5年4月1日

<参考>

地方自治法第180条の7

普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。